

新年のごあいさつ

広島労働局長 川口達三



広島労働局長
川口 達三

新年、明けましておめでとうございます。

公益社団法人広島県労働基準協会会員の皆様には、旧年中、労働行政の推進に多大なご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、広島県内の雇用情勢は、有効求人倍率が昨年7月以降4か月連続で1.8倍台(10月分)と高水準が続いています。このことは言い換えれば、人材不足の状態が続いているということで、企業にとっては好ましいことではありません。皆様もご承知のとおり、我が国が少子高齢化社会となり、人口減少社会に突入していることも人材不足の要因の一つでもあります。その解

消のためには、老若男女すべての方々が意欲をもって働ける一億総活躍社会の実現に向けた取組が非常に重要です。

さらに、長時間労働など過重労働による脳・心臓疾患や精神障害の労災請求も依然として後を絶たず、また、1か月80時間を超える長時間労働が行われている事業場も相当数認められます。

広島県においては、年間総労働時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率は全国平均に比べ低い状況が依然として認められます。これらの課題克服のために、本年においても、「働き方改革」を当局の行政の中心軸として労使の皆さんのご理解を得ながら推進するとともに、違法な長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を引き続き実施することとしています。

一方で、広島県内の労働災害ですが、昨年の死亡者数は11月末現在で31人と、一昨年1年間での18人を大幅に上回っており、誠に残念な結果となっています。また、本年度が最終年度となる第12次労働災害防止計画の目標達成についても非常に厳しい状況にあります。この結果を踏まえ、県内の労働災害の動向を分析・検討し、本年4月からスタートする第13次労働災害防止計画を策定することとしており、新年度から皆様のご協力を得ながら同計画を推進したいと考えています。

この他、有期労働契約が同一事業主のもとで更新され、通算5年を超えた場合、労働者が無期労働契約への転換を申込できる権利が本年4月から本格的に発生する無期転換ルールの周知や、2年連続で大幅な改定となった広島県最低賃金についてその周知と履行確保を図るとともに、昨年11月に施行されました「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく新たな実習制度にも的確に対応していくこととしております。

また、昨年は貴協会の小川会長とともに、イクボス宣言をいたしました。今年も引き続き広島県労働基準協会とともに地域の働き方改革を推進してまいります。

このような労働者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、全力で労働行政を推進していく所存ですので、皆様のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、広島県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、新年の挨拶といたします。

